

# 商品概要説明書－遺産整理業務＜相続手続代行サービス＞－

2014年4月1日現在

項目	内容												
1. 商品名	遺産整理業務＜相続手続代行サービス＞												
2. ご利用者	どなたでもご利用いただけます												
3. サービス内容	ご相続人全員と委任契約を締結することにより、ご相続人に代わって遺産相続手続の事務を行ないます。												
(1) しくみ	<p>The diagram illustrates the process flow between the inheritor (相続人) and the executor (りそな銀行(受任者)). The steps are as follows:</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①事前のご相談 (Initial consultation)</li> <li>②委任契約の締結 (Signing of the power of attorney)</li> <li>③相続財産の調査 (Investigation of inheritance assets)</li> <li>④相続財産目録の交付 (Delivery of inheritance asset inventory)</li> <li>⑤遺産分割協議書 (Inheritance division agreement)</li> <li>⑥相続手続の実施・財産のお引渡し (Implementation of inheritance procedures and asset handover)</li> <li>⑦遺産整理業務終了報告 (Report on completion of inheritance management business)</li> </ol>												
4. 手数料	<p>ご相続人全員との間で締結した「遺産整理に関する委任契約書」の規定にて定めた額を申し受けます。具体的に次のとおりです。</p> <p>次の(1)の金額または(2)の金額のいずれか大きい金額</p> <p>(1) 遺産整理対象の相続税法および「財産評価基本通達」による相続財産評価額を基準に以下の割合を乗じて計算した額の合計金額</p> <p>① りそなグループ傘下銀行および紹介金融機関のお預り資産（預金、信託受益権、投資信託、有価証券等）については一律 0.324% (税抜き 0.30%)</p> <p>② 上記①を除くその他の財産については</p> <table border="1"> <tr> <td>5千万円以下の部分</td> <td>2.160%</td> <td>( 税抜き 2.0% )</td> </tr> <tr> <td>5千万円超 1億円以下の部分</td> <td>1.620%</td> <td>( " 1.5% )</td> </tr> <tr> <td>1億円超 3億円以下の部分</td> <td>1.080%</td> <td>( " 1.0% )</td> </tr> <tr> <td>3億円超の部分</td> <td>0.540%</td> <td>( " 0.5% )</td> </tr> </table> <p>(2) 最低報酬額 1,080,000 円(税抜き 1,000,000 円)</p> <p>全ての業務が終了する以前に「遺産整理に関する委任契約書」の規定に基づき終了した場合、次の額による手数料を申し受けます。</p> <p>財産目録等の報告前のとき…………… 540,000 円 (税抜き 500,000 円)</p> <p>財産目録等の報告後のとき…………… 上記手数料の 50%</p> <p>名義書換、引渡途中のとき…………… 上記手数料の 70%</p>	5千万円以下の部分	2.160%	( 税抜き 2.0% )	5千万円超 1億円以下の部分	1.620%	( " 1.5% )	1億円超 3億円以下の部分	1.080%	( " 1.0% )	3億円超の部分	0.540%	( " 0.5% )
5千万円以下の部分	2.160%	( 税抜き 2.0% )											
5千万円超 1億円以下の部分	1.620%	( " 1.5% )											
1億円超 3億円以下の部分	1.080%	( " 1.0% )											
3億円超の部分	0.540%	( " 0.5% )											
5. 当社の苦情対応措置及び紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般社団法人信託協会または一般社団法人全国銀行協会をご利用いただけます。(当業務に関し信託協会では時効中断効はありません。)</li> <li>● 一般社団法人信託協会 連絡先：信託相談所 電話番号0120-817335 または 03-3241-7335</li> <li>● 一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号0570-017109 または 03-5252-3772</li> </ul>												
6. その他ご留意いただく事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● このサービスは、ご相続人全員から委任契約を受けることができ、遺産整理業務を遂行する上でご相続人のご協力が得られることを前提といたします。</li> <li>● 通常の業務終了のケース以外に、「遺産整理に関する委任契約書」の規定に基づき、以下の場合にも終了する場合があります。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 相続開始後8ヶ月を経過する日までに遺産分割協議が調わないとき</li> <li>② 受任者において遺産分割手続の実施に著しい時間または費用を要すると判断したとき</li> <li>③ その他受任者において本契約の遂行が困難と判断したとき</li> </ol> </li> <li>● 当社は、遺産分割に関するご相続人間の調整・調停等を行ないません。</li> <li>● 審査により、お申込の意にそえない場合がございます。</li> </ul>												

りそな銀行